



みのり豊かな柿畑

(大湯棚 牛尾三郎さんの柿畑にて)

みのりの 秋をたずねて

こがね色のびょうぶをつらねたような稲木を車窓にながめながら、谷あいを走ること三十分、赤い玉が枝もたわわに実る柿の産地、神戸に着く、車を降りて胸をはり、力いっぱい空気を吸うと、秋のかおりが五体にしみわたるようだ。

自動車のスピードにキモをつぶし、緊張の連続でノイローゼに追っかけられているこのごろ、ときにはこのような静かで健康な自然に身をまかせ、散策するのも人間長持ちの方法ではなからうか。

鳥取市では農業構造の改善事業として、適地適産を目的に主産地の形成を急いでいるが、ここ神戸と明治地区には柿、稲葉山には栗、米里は米、そしてそ菜は明治、東郷地区などがあり、そのほかまだまだ多くの団地を造成することにしており、各地区からその成果が期待されている。



便利になる

市民課の窓口

十一月十日から住民基本台帳制度が実施されることになりました。この新しい住民基本台帳制度は、年々複雑化していく住民の諸届けの簡素化と、事務能率の向上、また、異動のはげしい住民の実態を統一的にしかも正確に記録整備をするためのものです。

すなはち、住民の方々から鳥取市から転入したり、あるいは転居したり、世帯変更など、いわゆる住民異動があった場合、いままでは、お米の配給や国民健康保険あるいは国民年金などの加入や脱退、また選挙権などの届け出をそれぞれの窓口で受けていたのを一度にすませられるようにしようとするものです。

この制度の採用により、十一月十日から市民課窓口での住民異動の届け出は、一つの届けですむようになります。

しかし、このような窓口事務の大きな改善に対して、準備期間があまりにも短かすぎる点など、むづかしいことが多くありますが、新制度へスムーズな切り替えをするためにも、市民みなさんの特別なご協力をお願いいたします。

新しい制度のおもなものと

住民基本台帳は

- 1 住民の氏名、本籍、生年月日、住所、住民となった年月日
- 2 選挙人名簿の登録
- 3 国民健康保険、国民年金の被保険者の資格に関すること。
- 4 米穀類の配給に関すること。

などについて記載しておりますので、転入、転出、転居や世帯変更などの住民異動があった場合、市民課の窓口においていただき一つの届書で手続きがすませられるわけです。すなはち、つぎのような異動があっても、この届けだけでよいわけです。

かならず転出証明書を受け取ってください。

転居のときは……↓転居届けを

転居（鳥取市内において住所を変えること。）される方は、転居の日から十四日以内に届け出（表にかかげる届け出に必要なものをそろえ）をすませなければなりません。

世帯に変更があったときは……↓世帯変更届けを

世帯変更（世帯主の変更、世帯分離、他の世帯との合併など）があった場合は、その変更のあった日から十四日以内に届け出（表にかかげる届け出に必要なものをそろえ）をすませなければなりません。

その他の届け出または申請

転入、転出、転居および世帯変更の届け以外、たとえば、
1 身分に関する諸届け（出生、死亡、婚姻、離婚）
2 国保に関する申請（助産、葬祭費、育児手当の支給申請、保険証の再交付申請など）
3 国民年金に関する申請（国民年金手帳の再交付申請など）
以上の届け出も市民課の窓口で受けます。

直接担当課へ届け出る

のは……
1 国保の療養費の支給申請書など
2 福祉年金所得状況届（定時届け）など。（保険年金課へ）
3 児童、生徒の就学、転校に関することなど。（教育委員会へ）
4 選挙の年令到達（満二十才に達

した方）の届けなど。（選挙管理委員会へ）

届け出をする人は

これらの届け出は、本人がすることになっていますが、もし本人ができない場合は、世帯主がかわって届け出をしなければなりません。

問い合わせは

鳥取市民生部市民課（電話〇八一
一一一内線二四四―二四七番）へ

住民移動届窓口



届書の種類	届けに必要なもの
転入届	<ol style="list-style-type: none"> 1 本人または世帯主の印かん（みとめ印でよい） 2 転出証明書（旧住所地発行のもの） 3 国民健康保険の加入者は……保険証 4 国民年金の加入者は……年金手帳 5 福祉年金の受給者は……年金証書 6 米穀通帳 7 選挙人名簿の登録証明書または未登録証明書（旧住所地発行のもの）
転出届	<ol style="list-style-type: none"> 1 本人または世帯主の印かん（みとめ印でよい） 2 国民健康保険の加入者は……保険証 3 米穀通帳（保有米農家の場合は売渡証明書）
転居届	<ol style="list-style-type: none"> 1 本人または世帯主の印かん（みとめ印でよい） 2 国民健康保険の加入者は……保険証 3 国民年金の加入者は……年金手帳 4 福祉年金の受給者は……年金証書 5 米穀通帳
世帯変更	<ol style="list-style-type: none"> 1 本人または世帯主の印かん（みとめ印でよい） 2 国民健康保険の加入者は……保険証 3 国民年金の加入者は……年金手帳 4 福祉年金の受給者は……年金証書 5 米穀通帳

(注) このほか、出生、死亡、婚姻、離婚、転籍など戸籍に関する諸届けで世帯員に異動を生じたときは

- 1 本人または世帯主の印かん（みとめ印でよい）
- 2 それぞれの届けの種類に必要な印かん
- 3 国民健康保険の加入者は……保険証
- 4 国民年金の加入者は……年金手帳
- 5 福祉年金の受給者は……年金証書
- 6 米穀通帳

第10回市民体育祭

日進校区が優勝

— 3万人が参加 —

ことしの市民体育祭は、七月三十日東高グラウンドで陸上競技をかわきりに開かれ、十月七日公設グラウンドでの市民運動会をもって閉会しました。この体育祭は



水泳、各種球技など十五種にわたり行なわれ、とくに最終日十月七日の運動会は、公設グラウンドに市内の小中学生、婦人団体ほか一般の方約二千人が参加し、市内小学生連合による鼓笛隊の行進をはじめ、婦団協会員二百余人によるフォークダンスや万博音頭、剣道の紅白試合、また、小中学生と一般の対抗リレー、その他特別参加として交通教室の開設など、それぞれ力こもった演技が行なわれました。



なお、この市民体育祭

には延三万人が参加されました。市民体育祭の成績は、つぎのとおりです。

- 優勝 日進校区 一五三點
 二位 賀露 一五〇・七五點
 三位 明德 一四二・五〇點
 四位 美穂 一四〇・七五點
 五位 豊実 一三四・五〇點
 六位 大正 一二八・五〇點
 七位 稲葉山 一二三・二五點
 八位 津ノ井 一一二・二五點
 九位 富桑 一一二・二五點
 十位 醇風 一〇九・五〇點
 ①修立 ⑫面影 ⑬湖山 ⑭吉岡
 ⑮東郷 ⑯末恒 ⑰久松 ⑱明治
 ⑲倉田 ⑳松保 ㉑米里
 ㉒大郷 ㉓遺喬 ㉔美保 ㉕城北
 ㉖神戸

カギは紙袋の普及

— 週二回のゴミ集め —

鳥取市では、現在作業員四人を乗せた大型車三台と三人の作業員を乗せた中型車七台の自動車、各家庭から出るゴミを集めておりますが、年々増加するゴミの排出量を、より能率的に収集処理するためにはどうすべきかを検討してまいりましたが、このたび、紙袋によるゴミ集めがもっとも能率的で、しかも衛生的であることが実証されました。

これは、各家庭に直径三十センチ、深さ五十センチの紙袋(一枚十五円)をそなえてもらい、これにゴミを入れて口をしめ、集収日に一定の場所に持ち出してもらうもので、この方法で集めると、各家庭では、①ゴミ箱を水洗するなどの事後処理がいらない。②ゴミ箱からの悪臭がない。③いままでのように、ゴミを自動車に積むときゴミが風で玄関先などに散乱しない。④能率があがるため集める回数がかかる。などの利便があり、役所側では①全市週二回のゴミ集めが達成できる。②能率向上でういた人員と車を、公園や土手などで、公共の場の清掃にまわすことができる。③不燃物の早期収集ができる。などが考えられており、



衛生課ではこの方法の普及を町内会などに呼びかけて、一日も早い全市実施につとめております。また、紙袋をいれる容器は、台所のそばに置くようになって美しいもので、市が補助をして、市価千五百円のものをお八十五円で手にはいるようになっています。

小作料の改定 (42年度以降)

— 一田 4 倍、畑 2.5 倍程度に —

農林省は、このたび農林省令第三十八号で、農地法施行規則の一部を改正し、農地(田、畑)の最高小作料の基準額を別表のとおり改定しました。

これは、現在までの法定最高小作料が昭和三十年に決定された額のままだなっており、近年の農業条件の変化に適さなくなっていたために行なわれたもので、田については約四倍、畑については約二・五倍程度の額(本年度以降の小作料に適用)となっています。

しかし、小作料は、地主と小作

法定最高小作料額 (新・旧対照表)

農地等級	田の部		畑の部	
	改定前 1反額	改定後 10アール額	改定前 1反額	改定後 10アール額
1級	1,422	5,688	868	2,170
2 "	1,361	5,444	829	2,073
3 "	1,301	5,204	789	1,973
4 "	1,240	4,960	750	1,875
5 "	1,180	4,720	711	1,778
6 "	1,119	4,476	672	1,680
7 "	1,059	4,236	632	1,580
8 "	998	3,992	593	1,483
9 "	938	3,752	554	1,385
10 "	877	3,508	514	1,285
11 "	817	3,268	475	1,188
12 "	756	3,024	436	1,090
13 "	696	2,784	396	990
14 "	635	2,540	357	893
15 "	575	2,300	318	795

者の間で法定最高小作料の金額以下で当事者の合意により改定されることが原則となっており、またことしは作付後に法定最高小作料が改定されるという特殊事情もありません。

なるべくスムーズに契約の改定をお済ませください。

建設日記

道路舗装はOK

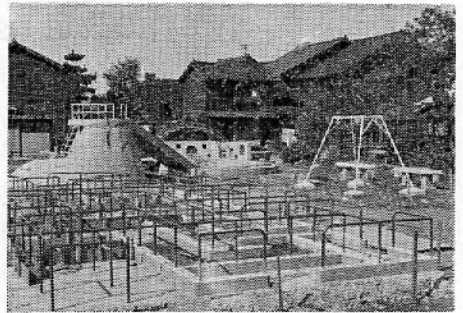
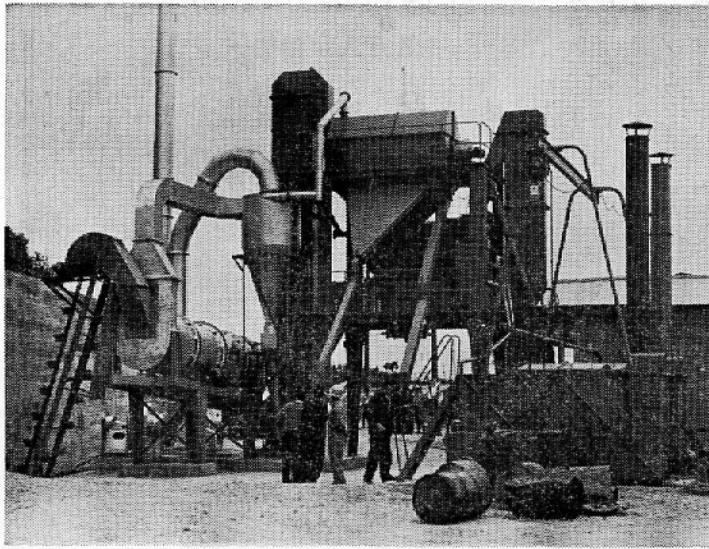
徳尾にアスファルト・プラントが完成

健康都市建設のうえからも、道路の舗装は緊急を要する事業です。

このため市では、総事業費千五百万円をかけて徳尾地区内に約三千六百平方尺の敷地をもつ舗装用のアスファルトを生産するアスファルト・プラントを完成（十月二十六日）しました。

これは、一時間に約二十五トンのアスファルトを生産する最新鋭の施設で、この完成により、舗装事業は一段と能率向上が約束されています。

なお、この施設は完成と同時に操業されており、現在、市道や農道などの舗装計画道路のアスファルト生産に大活躍しています。



二つの児童公園が完成

行徳と駅南地区に

市では、児童に健全な遊び場をと年次計画をたてて児童公園の建設をすすめています。本年度事業の一つである行徳公園が今月末には完成の予定です。

この公園は、総事業費百五十万円、千二百平方尺の敷地にプレイウォールなど各種の遊具をそなえ、周囲にはヒマラヤシダやヤナギなどが植えてあり、附近の子どもたちはこの公園の完成を待ちわびています。

なお、駅南に建設中の沢井手（仮称）児童公園も今月中には完成の予定です。

遊具 迷路（鋼製パイプ）、スベ

リ台、遊動円木、砂場各

一、ブランコ三台、シーソ

二台など。

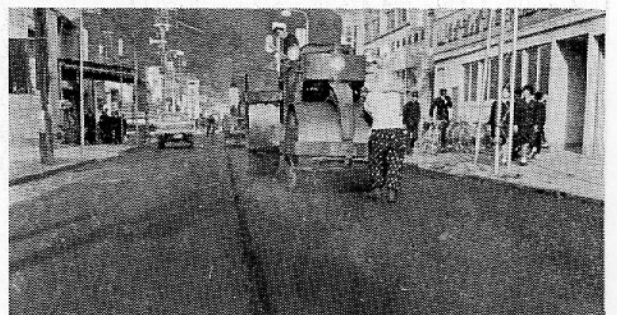
十神林道が近く完成

山林の開発は、まず林道の整備からともいわれます。

このため市では、昭和四十二年度事業の一つとして、久松山裏側に総事業費二百万円をかけて十神林道の建設をすすめています。

この林道は、幅四尺、延長二百尺の規模で、円護寺隧道からの既設分約六百尺に接続し、片側を約百二十尺ブロック石垣とするなど、りっぱなもので、これが完成すれば、附近四十六軒の山林が恩恵をうける計画となっています。

なお、完成は十二月の予定です。

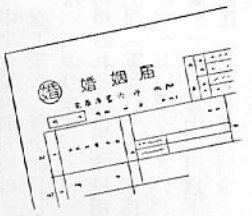


順調に進む 智頭街道の舗装工事

市では、本年度舗装事業の一つとして、総事業費六百万円をかけて智頭街道の舗装にとりかかっています。

これは、今町交差点（裁判所まで）のうち延長約六百尺を舗装（アスファルト舗装）するもので、幅は八・九尺、厚さ十・十五センチのりっぱなもので、フィニッシャー（アスファルトを敷く機械）、マカダムローラー（押え固める機械）、タイヤローラー（グ）など新鋭機で能率よく仕上げられており、十二月上旬には完成の予定です。

婚姻の届けは 忘れずに……



ことしもまた結婚シーズンとなりましたが結婚式をあげて事実上の夫婦生活にはいつても、また何十年夫婦として生活しても、婚姻届をしていないと法律上の夫婦と認められず、あくまで内縁関係といふことになり得ます。内縁は婚姻でないため、いろいろな権利や義務が保障されず、大変不利益をこうむります。たとえば籍が入っていないため一方的に離別されたり、夫が急死した場合に夫の遺産について何らの相続分もないなど……があります。結婚式をあげると同時に婚姻届をかならず出すよう心がけたいものです。

婚姻届は、一方だけではできませんので、どうしても相手が届けに応じてくれない場合は、家庭裁判所に婚姻届を出してくれるよう調停の申し立てをすることができ、届け出というものを軽く

市街地を大きく横切る袋川の美化奉仕は、いろいろな団体や附近の方々の熱心な美化運動により、かなり美しくなっていますが、いまだに、心ない一部の人々によってゴミ捨て場となり、その美しさがけがされているところもありま

町の美化は私たちの手で

元魚町四丁目の町内会・婦人会



そういつたなかで、元魚町四丁目町内会（会長中谷衛氏）と婦人会（会長三谷愛子氏）では、袋川を自分たちの手で少しでも美しくしようと、十月十五日、朝八時ごろから、約四十人の有志が出て、御舟橋から鋳物師橋にかけての一带を草取りするなど清掃奉仕をされました。まちが美しくもたれていくには、このようなくれた奉仕があつてこそです。

下水道工事

下水道工事について

水道工事の説明会がありました。時間のついでか説明が十分でなかったように思われますので、つぎのことについておたずねしたい。

- 一、伊勢湾台風程度（時間雨量四九・八ミリ）なら、だいじょうぶとのことですが、そういう時は袋川は満水状態となるが、逆流するとはなにか。
 - 二、工事終了後の道路復元に要する日時は……
 - 三、駐車場その他工業用廃水などによる下水溝のつまりに対する行政指導の態度は……
- ともかく、私たちは「反対者からは強制執行してでも負担金を徴収する。」というような事を聞きに行くのではなく、十分に納得したいため足を運ぶのです。（寿町 井上儀信）

お答え

現在、袋川右岸地域（袋川から山手側）の下水幹線埋設は、ほぼ完成し、来年度からはあなたの町など袋川左岸地域の下水管布設工

問い

先般わたしの町で下水道工事の説明会がありました。時間のついでか説明が十分でなかったように思われますので、つぎのことについておたずねしたい。

- 一、玄好町に建設を進めている中間ポンプ場の完成後には、雨水の排除はポンプ（三百馬力）三台で行なうことになり、逆流の心配はありません。
- 二、道路復旧は地形や交通量などにより異なりますが、おおむね三〜四週間で舗装復旧します。
- 三、ガソリンスタンドの駐車場などについては、下水道法で、除害のための施設をつくらなければならないと決められていますので、より一層、積極的な行政指導をします。

なお、説明会で話し合われた問題で、土木課に連絡を要することなどはさっそく手配してまいりますのでご了承ください。（下水道課）



市民会館だより

おもな行事（予定）

- 十一日（土）ピアノおさらい会 無料
 - 十二日（日）東部地区高校演劇発表会 三十円
 - 十三日（月）労音例会（東京キユーパンボーイズ） 会費制
 - 十四日（火）県遺族連合会記念式典
 - 十五日〜十八日（土）劇「天狗の笛」劇団ひまわり 有料
 - 十八日（土）鳥大マンドリンクラブ定期演奏会 百五十円
 - 十九日（日）ルインジヨ・スペイン舞踊 有料
 - 二十二日（水）労音十周年記念フェスティバル
 - 二十四日〜二十六日（日）中四国国立大学美術作品発表会 無料
 - 二十八日・二十九日（水）老人大学 有料
 - 十二月二日（土）定期演奏会（鳥取混声合唱団） 百円
 - 四日・五日（火）剣劇「不二洋子一行」 有料
- 市民会館（大ホール・会議室・結婚式場）の使用申し込みは、電話〇八七五・八七六四番へ

秋の火災予防運動 (11月26日～12月2日)

ことしも全国秋の火災予防運動が11月26日から始まります。火災は、わたくしたちの大切な財産や尊い生命を容赦なく奪い去ります。10月末日現在、市内では、83件の火災で28軒の全半焼、8,563万4千円の損害と24人の死傷者をだしております。これから寒さもきびしくなり、火の使用も多くなる季節をむかえます。恐しい火災を起こさないよう、みんなで気をつけましょう。



重点目標

- ・マッチの不始末防止
- ・喫煙マナーの徹底
- ・燃焼器具の正しい使用
- ・防火管理の徹底

小規模事業資金を ご利用ください

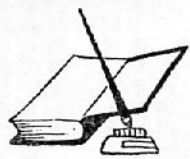
市では、中小企業振興対策の一環として、商工業者へ資金の貸し出しを行なっております。

融資を希望される方は、市役所産業部商工課(電話八一―一―内線二五九番)へおいでください。
融資金額 一企業五十万円以下
資金の使用 設備と運転資金
期間 二年以内

利息 日歩二銭二厘と保証協会の保証料日歩三厘
申込期日 毎月十日まで



論文・作文を募集



青少年育成国民会議では、青少年の健全育成運動の一環として、広く一般から論文、作文をつぎのとおり募集しています。

- 多数応募ください。
- 1 応募資格 少年の部(十八才未満) 青年の部(十八才―二十六才未満)
- 2 主題 少年の部(作文) 「わたくしのともだち」 「わたくしの尊敬する人」 青年の部(論文) 「わたくしの信条」
- 3 その他 (1)一人一点のみ (2)四百字づつ原稿用紙十枚以内 (3)作品はたて書きで万年筆、ペンを使用のこと。

配給米の品目と 価格が変わりました

配給米は、これまで上米、並米、徳用米の三種類でしたが、十月一日からつきぎのとおり変わります。価格も改定されました。

内地米	内地産うるち米(普通米)で一等から四等までの米をまぜ合わせ精米したものを	一、三八五円	基本配給
内地米	内地産うるち米(普通米)をまぜ合わせ精米したものを	一、一八〇円	基本配給
徳用米	内地産うるち米(普通米)等外、中共米、台湾米、米、國南部米などをまぜ合わせ精米したものを	九七〇円	希望配給

精米十銚当り価格 摘要

なお、お米の配給数量は、一人一カ月当り内地米、徳用上米を合わせて十銚以内です。しかし徳用米については、希望により配給をうけることができます。

配給米について、お米の色が黒いとか、今はこれまでよりますます遠慮なく申し出て下さい。

配給米相談所(電話二二九九番)へ

紙上御礼

鳥取市社会福祉協議会

金1万円也	市内丸山町33	須田 清吉殿
金5千円也	市内田島23の15	初鹿野重和殿
金5千円也	市内相生町3丁目20	石垣 澄江殿
金5千円也	市内卯垣141	田中智恵子殿
金5千円也	市内南木寺町47	谷木 侃殿
金1万5千円也	市内栗谷町45	山田 和美殿
金1万円也	市内東町3丁目	優美 商會殿
金3千円也	市内元魚町1丁目115	垣屋 王子殿
金1万円也	市内宮谷2	岸本喜太郎殿
金5千円也	市内湖山町1194	村山 信治殿

これは、いずれも香典返しとして、市の社会福祉事業にご寄附くださいました。つつしんで感謝申し上げます。

鳥取善意銀行預託払出状況

- ・現金1,500円(預託) 市内立川町 大聖院内 なづな会
- ・生花2こん包(預託) 市内立川町1丁目 八木谷八十八さん(払出) 日赤病院・四恩寮・母子寮子ども学園へ
- ・子ども雑誌52冊附録11冊(預託) 市内丸山町 岡部富治さん(払出) 母子寮・子ども学園へ
- ・現金 500円(預託) 市内相生町3区58 有田保彦さん
- ・現金1,500円(預託) 市内雲山39 石井邦雄さん
- ・味噌4箱(預託) 鳥取県味噌醤油組合(払出) 敬生寮・若草学園・子ども学園へ
- ・点訳本30冊(預託) 鳥取刑務所点訳奉仕の会
- ・電機洗濯機(預託) 市内本町1丁目101 田中すき野さん(払出) 子ども学園へ

善意ポスト開箱状況

日交バス待合所	20円	
大丸屋上	278円	
日ノ丸バス待合所	93円	合計 391円

ととり市報

下水の終末処理場

城北浄苑

来年度から水洗便所の取り付けが可能

下水道は、生活や生産にともなう生ずるし尿や汚水、そして雨水などをすみやかに取り除き、無害なものに処理するためのものです。

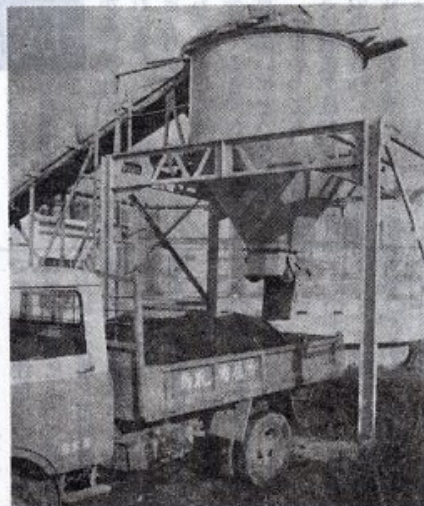
鳥取市は、健康都市の建設を目標に産業、文化ともいちじらしい発展の途上にありますが、下水道の完備は、市街地の浸水被害の防止や環境衛生、道路管理費の低減など経済効果の点からも欠くことができません。

そこで今回は、市内秋里（丸山三差路近く）の終末処理施設「城北浄苑」について紹介します。

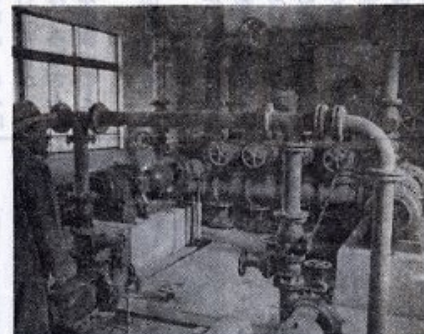
この城北浄苑は、昭和36年度から年次計画（43年度完了予定）で建設され昭和39年からし尿処理を開始していますが、下水の終末処理場としての完成を急ぐため、年次的に施設の充実を行なっています。

この城北浄苑の建設は、受益者の方々からいただいている受益者負担金を含めて、現在までに2億2千3百万円の費用をかけて工事を進めております。一方市街地の下水管理設工事も順調に進み、袋川右岸地域（一部地域を除く。）の幹線埋設沿線では、昭和43年度から各家庭に水洗便所をつけることが可能となります。

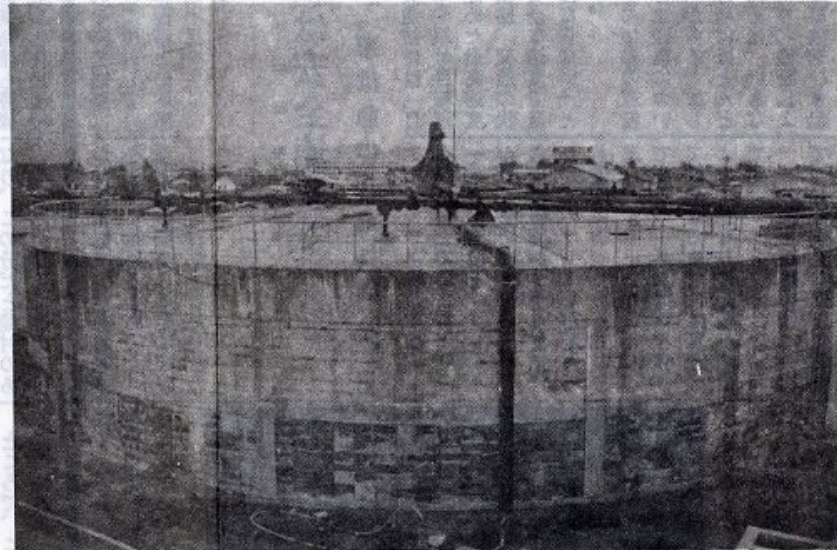
これにそなえて43年度に約8千万円で散水ろ床2基、発電機1基、非常用放流渠、その他場内整備などを行なう計画で、これができるかと7万3千人分の本格的な処理施設が完成するわけです。そうすると、これまでのようにくみ取りの手間もなくなり、し尿をかかえた生活から完全に開放されるわけです。なお、この施設の処理方式は、高速散水ろ床法といえます。



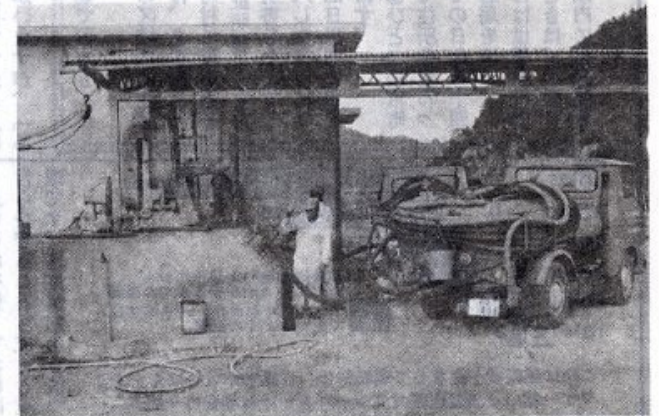
↑ 消化槽の汚泥をポンプ設備により取り出し、脱水し、固形肥料として一般農家で使われています。



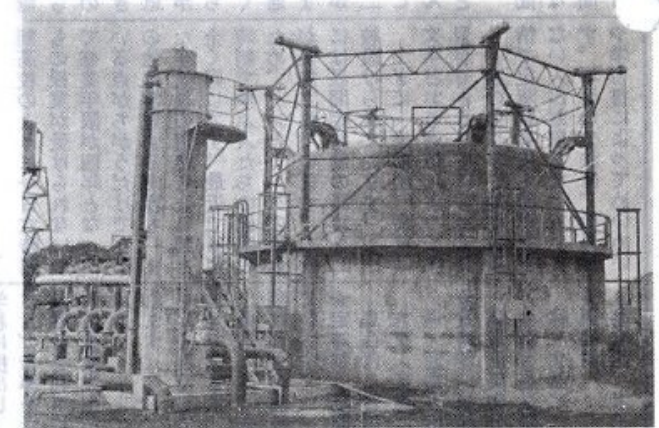
↑ 消化槽における浮かす（スカム）の破砕および消化汚泥や沈殿汚泥の抜き出しなどのポンプ室で行ないます。



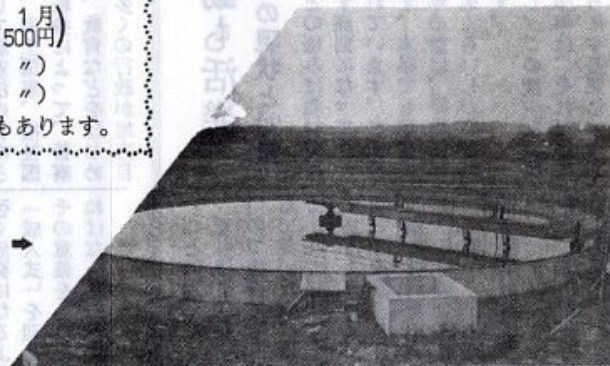
↑ 消化槽 投入槽にいれられた生し尿は、破砕機（カッター）で破砕され、ポンプによりこの消化槽に送られ、嫌気性菌により分解作用を受けます。消化槽は内槽（第1次槽）1,090m³、外槽（第2次槽）1,700m³の2重槽構造で、30°C30日消化を行ないます。この消化槽で発生するガスは消化槽加温の熱源として利用しています。



↑ 投入槽 投入槽は、バキューム車で搬入したし尿を処理過程に送るためいったん貯留する設備です。
投入口 機械的に完全密閉構造とし、投入時の臭気の放散を防ぐためウォーターシール（防臭装置）してあります。



↑ ガスホルダー ガスタンは鉄板製で水槽は鉄筋コンクリート造りとし、脱硫したガスを消化槽加温の燃料として貯留します。



→ 最終沈殿池 散水ろ床で汚泥など不純物がとり除かれますが、さらにここでもう一度不純物をとる役目をしていきます。

城北浄苑全景



袋川から駅側地域 受益者負担金は来年から

四十三年度から袋川左岸地域（袋川から駅側）の下水管線工事に着手しますが、受益者負担金も、同じく四十三年度から三カ年（四十五年度まで）で納めていただくことにしています。

このため、係では工事のことや負担金のことなど、いろいろな質問にお答えし、この事業にご協力をいただくため、十月十日から連日各町内に出かけて説明会を開いております。

なお、説明会でわかりにくかったこと、また、納得のいかなかったことなどについては、ご遠慮なく市役所下水道課（電話〇八一―一内線二九一）へお問い合わせください。

$$\text{事業費(中継ポンプ場)} \times \frac{1}{3} = \text{排水区} = 150\text{円}$$

46,000万円(汚水幹線終末処理場) × 1/3 = 1,021,300坪 (1坪当り)

例えば、Aさんは40坪の土地所有者である場合
150円(1坪当り)×40坪= 6,000円(負担金総額)
したがってAさんは6,000円の負担金を払わなければなりません。
すなわち6,000円は3カ年12回払いとなりますので

43年度	2,000円	(5月)	500円	(9月)	500円	(11月)	500円	(1月)	500円
44年度	2,000円	(")	(")	(")	(")	(")	(")	(")	(")
45年度	2,000円	(")	(")	(")	(")	(")	(")	(")	(")

なお、前納一括払い（前納報償金）の制度もあります。

